

美郷町清水周辺環境整備検討会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、美郷町清水周辺環境整備検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 町内の清水の日常的な管理のあり方等を検討するとともに、周辺の環境整備を進め、清水の新たな魅力の発見や散策コースの設定を行いながら、これまで以上に観光資源として活用することを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 清水周辺の環境整備に関すること
- (2) 清水の日常的な管理のあり方に関すること
- (3) 清水の新たな魅力の発見や散策コースの設定に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 美郷町長
- (2) 秋田大学関係者
- (3) 秋田県七滝土地改良区事務長
- (4) 日本航空株式会社社員
- (5) 美郷町水環境マイスター
- (6) 美郷町観光協会清水案内人
- (7) 清水周辺住民代表
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 検討会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中からの互選による。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、検討会を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ意見等の徴取又は指導助言を求めることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、美郷町商工観光交流課に置く。

2 事務局の体制、事務の決裁及びその他運営に関する事項は、会長が別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の会議で定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定に関わらず、この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、平成26年3月31日までとする。